

日行連発第 111 号
令和 4 年 4 月 27 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
権利擁護推進委員会
委員長 大口 晋

令和 4 年度「男女共同参画週間」の実施について（周知）

平素より、当会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日行連では、内閣府男女共同参画局が主唱する趣旨に賛同し、男女共同参画推進連携会議に参画しています。

このたび、同局より、男女共同参画推進本部が実施する「男女共同参画週間」について、別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせいたします。

各単位会におかれましては、本週間の趣旨をご理解いただき、周知にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【別添資料】

1. 令和 4 年度「男女共同参画週間」の実施について
2. 令和 4 年度「男女共同参画週間」実施要綱

〈参考〉

男女共同参画局ホームページ：<https://www.gender.go.jp/public/week/>

以上

府共第 268 号 - 3
令和 4 年 4 月 14 日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長
林 伴 子
(公印省略)

令和4年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深めることを目的として、平成 13 年度より毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間、「男女共同参画週間」を実施しております。

今年度は、別紙の実施要綱により各種行事等を実施することといたします。

つきましては、本週間の趣旨に御賛同いただき、週間の行事等に格段の御協力を賜りますとともに、関係する機関・団体がございましたら、周知方よろしく願い申し上げます。

令和4年度「男女共同参画週間」実施要綱

〔 令和4年4月14日
男女共同参画推進本部長決定 〕

1 目的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

令和4年6月23日（木）から6月29日（水）までの1週間

3 主 唱

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、女性団体その他の関係団体等

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は、「可能性を信じ、それぞれの個性と多様性を尊重し、前向きに生きがいを感じられる社会を実現していくためは？」を重点とし、「「あなたらしい」を築く、「あたらしい」社会へ」というキャッチフレーズのもと、4に掲げる機関・団体等と協力し、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。